

登記所備付地図作成事業の実施計画

背景

<全国共通の課題>

全国の都市部において、地図整備が不十分であり、不動産の流動化や公共事業の円滑な実施が妨げられている。

<大都市における課題>

大都市においては、権利関係が複雑であり、地権者の理解が得られにくく、地図整備が進んでいない。

<被災地における課題>

被災地においては、地図の未整備によって復興が妨げられており、地方自治体から地図整備を強く要望されている。



現行計画

1

登記所備付地図作成作業 (従来型作業)

従前からの計画に引き続き、登記所備付地図作成作業第2次10か年計画（平成27年度を初年度として10年間で合計200km²）を策定し、実施中

2

大都市型登記所備付地図 作成作業（大都市型作業）

地図の整備が特に困難な大都市について、大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画（平成27年度を初年度として10年間で合計30km²）を策定し、実施中

3

震災復興型登記所備付地図 作成作業（復興型作業）

東日本大震災について第3次3か年計画（令和3年度を初年度として合計5.4km²）を、平成28年熊本地震について5か年計画（令和2年度を初年度として合計3.6km²）を策定し、実施中



効果

<全国共通の効果>

- 土地取引の活性化
- 道路拡張などの公共事業の円滑化
- 全国52地区の経済効果は、約304億円(推計値) * 予算の約7倍

<大都市における効果>

- 大規模再開発による都市の機能強化及び経済成長の一層の促進
- 大規模商業施設・産業施設や公共インフラ等の整備促進

<被災地における効果>

- 東日本大震災の被災地における復興の加速化
- 平成28年熊本地震の被災地における復興の加速化